

## ● 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件<sup>※1</sup>）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人<sup>※2</sup>の要件を満たすこと（農地所有適格要件）

※1 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

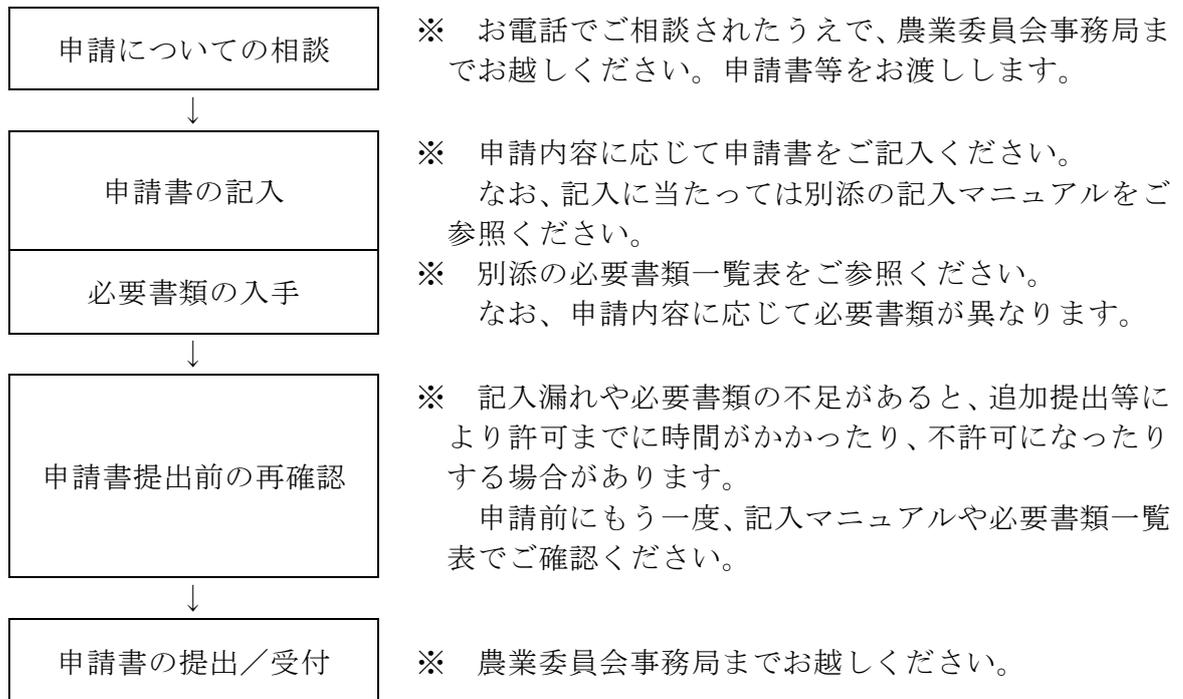
なお、寒川町農業委員会では町内の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）では寒川町の実情に合わないとして、町内全域の下限面積を30aと定めております。

※2 農地所有適格法人とは、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる農地法で規定された呼び名です。農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

## ● 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 寒川町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を、25日と定め、迅速な許可事務に努めております。  
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の方の流れ



### 農業委員会等の流れ

